



「LL 紙パックリサイクル推進研究会」施設見学会実施、エコプロダクツ 2014 に出展協力

平成 26 年度後半の活動として、施設見学会とエコプロダクツ 2014 の様子をご報告いたします。

● 施設見学会について (平成 26 年 11 月 20 日)

本年度は会員各社をはじめとする 36 名にご参加いただき、アルミ付き紙パックも処理可能な再生紙工場を 2 か所見学しました。午前は丸富製紙株式会社沼津工場を、午後は信栄製紙株式会社本社工場を訪れました。移動途中、建設中の信栄製紙富士川工場(仮称)を見ることができました。

■ 丸富製紙株式会社沼津工場

こちらの工場では LL 紙パックを含めた古紙 100% のトイレットペーパーを製造しています。プリント付きや香り付きなど様々なタイプのを製造しています。紙パックの他、企業や官公庁などから排出されるオフィス古紙や機密文書なども原料の一部として使用しており、こ

れらの機密が漏洩しないよう IC カードや監視カメラ等を活用して厳重に管理処理しています。機密文書の入った段ボールには金具のついたファイルなども含まれていますが、分離する工程があるため、リサイクルする際



トイレットペーパーの原料となる紙パック等の古紙(丸富製紙)



工場長の案内で場内を見学(丸富製紙)



集合写真(丸富製紙)



に支障はありません。

リサイクル工程においてトイレtpーパーにならないものには「廃プラ」「ペーパースラッジ」「金属類」等があります。このうち「廃プラ」は近隣のセメント工場で燃料として、ペーパースラッジ、金属類は製鉄所で鎮静剤等や原料として活用され、ゼロエミッションが実現しています。排水についても浄化処理を行い、環境への影響を与えないような対応を行っています。

杉本一則工場長のお話では、LL 紙パックをリサイクルできるか否かについては、「設備」の問題と「後処理」の問題があります。前者は工場の設備(アルミをはく離、分離するなど)そのものの問題で、後者はリサイクル工程で発生する廃プラ等の処理の問題で、同工場においてはどちらの問題にも対応できています。

● 信栄製紙株式会社本社工場

こちらの工場でも LL 紙パックを含む古紙 100%のトイレtpーパーを製造しています。原料として様々な古紙を受け入れ、厳重な管理を行っている点は同じです。

製紙工程で発生した廃プラやペーパースラッジは、グループ企業である三栄レギュレーター東京工場へ輸送し、ボイラーの燃料として活用しています。

企業からの損紙などはリサイクルされるようになってきていますが、それ以外のルートからの回収量は必ずしも増えているわけではなく、原料確保のため独自の回収活動を展開しています。富士宮市内の「古紙回収ステーション」において LL 紙パックを含めたあらゆる古紙を回収したり、スーパーマーケットのご協力で紙パックを回収したりしているほか、県内の一部ファストフード店などでアルミ付き紙パックを回収するといった取り組みを行っています。しかしながら、アルミ付き紙パックがリサイクル

可能であることがあまり知られていないのが実情で、工場見学に来ていただいた際などに PR をしていますが、それ以外の方にどのようにお知らせしていくかが今後の課題の一つです。

自販機横に設置された回収ボックスから紙パックが回収される事例もあります。これらのものは屋外で(洗ったり開いたりする場所や道具などが無い場所で)消費されるという性質上、「洗って開いて乾かして」が行われていない状態のもので、屋外にて消費された紙パックであっても、中身が残っていない容器をつぶした状態のものであれば、同社で受け入れリサイクルは可能ですが、回収頻度を管理できる同社近隣からだからこそ出来る事例であろうと考えられます。

ご説明していただいた村松永教氏にもアルミ付紙パックをリサイクルする上で問題となるところをお伺いしましたが、アルミ付き紙パックを受け入れられない工場は、廃プラなど副産物の処理に課題があるところが多いのではないかとのことでした。



トイレtpーパーのジャンボロール(信栄製紙)



村松氏の案内で場内を見学(信栄製紙)



集合写真(信栄製紙)



なお、現在、建設中の新工場では、どのような古紙であっても対応できる最新鋭の機器を導入した大規模工場になる予定とのことです。

※ 富士宮市内には、こうした回収ボックスが 31 か所 (2014 年 11 月 25 日、富士宮市 Web サイトにて確認) に設置されています。

● エコプロダクツ 2014

日本最大級の環境展示会であるエコプロダクツ展(主催:一般社団法人産業環境管理協会、日本経済新聞社)が、12 月 11 日から 13 日までの 3 日間、東京ビッグサイトで開催されました。今年は「見つけよう! 未来をかえるエコの知恵」をテーマに 747 社・団体が出展し、3 日間の入場者数は 161,647 人でした。

当研究会は、今年も「集めて使うリサイクル協会 / 印刷工業会」のブースに出展協力を行いました。ご来場くださった方々に情報をお伝えするため、昨年度までのパネル展示に加え、本年度はチラシやポケットティッシュなどを配布しました。

紙パックは身近なものではありますが、「リサイクル可能であることを初めて知った」、「リサイクルできるのは知っているけれど、どこに持って行けば良いのかわからない」といった声もありました。今回配布したチラシでは、LL 紙パックの特長やリサイクル可能であることをお知らせしたほか、LL 紙パックの回収拠点を掲載した Web サイトを紹介させていただきました。

飲み終わった後の LL 紙パックは貴重な再生紙原料となります。このことをより多くの方に知っていただき、リサイクルにご協力いただけるよう、引き続き情報発信を

して参ります。ブースにお立ち寄りくださった皆様、ありがとうございました。

なお、当日配布したチラシは、当研究会 Web サイトからダウンロードしていただくことができます。

● 今後の活動のご案内

27 年 3 月 マテリアルフローデータ集発行

再生可能な資源をより有効に利用するためのリサイクル推進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

あわせて、LL 紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

LL 紙パックリサイクル推進研究会
<http://ll-pack-recycle.org/>
座 長 遠藤 雅人(森永乳業株式会社)

事務局
株式会社エコイプス 有間
東京都文京区音羽 1-15-15-313
TEL.03-6802-8041 FAX.03-6663-8880



ブース全体の様子(エコプロダクツ展)



LL 紙パックについて説明(エコプロダクツ展)

LL 紙パックリサイクル推進研究会 会則

第1章 総 則

【名 称】

第 1 条 本会は、LL 紙パックリサイクル推進研究会と称する。

【事務所】

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

【目 的】

第 3 条 本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL 紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。

第2章 事 業

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) LL 紙パックのリサイクルのための調査・研究
- (2) LL 紙パックについての環境情報の普及・啓発
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

【構 成】

第 5 条 本会の正会員は LL 紙パックを利用または製造する企業（ホールディングス会社等の関連会社を含む）とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものとす。

2 本会の特別会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の特別会員会費を納入したものとす。

3 本会の賛助会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものとす。

【入 会】

第 6 条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

【退 会】

第 7 条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。

【役員及び定数】

第 8 条 本会に次の役員等を置く。

座長 1 名 副座長 1 名 監事 1 名 運営委員（座長、副座長、監事を含む）5 名以上 10 名以内

【役員を選任・会務】

第 9 条 運営委員（5 名以上 10 名以内）は正会員及び特別会員の自薦、

他薦とする。

(1) 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。

第 10 条 役員会の会務を次の通り定める。

(1) 座長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。

(3) 監事は本会における各年度の会計報告を監査する。

【役員等の任期】

第 11 条 本会の役員等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。退職 異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第4章 運営および会計

【事業年度】

第 12 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

【会員全体会議及び運営委員会】

第 13 条 会員全体会議及び運営委員会は必要に応じ、座長が招集し開催する。

(1) 会員全体会議及び運営委員会の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。

(2) 会員全体会議及び運営委員会の成立は出席人数を問わない。

(3) 運営委員会は本会の予算及び計画等について決議する。運営委員は運営委員会にて、本会の主要業務を審議する。また、運営委員会が判断し、各種部会をおくことができる。

(4) 会員全体会議は原則として年 1 回開催することとし、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に周知する。

【会費】

第 14 条 会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。2 各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。

【事務局】

第 15 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

【会則の変更】

第 16 条 この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に周知する。

附 則 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

LL 紙パックリサイクル推進研究会会員リスト(平成 26 年度)

| 区分 | 会社名/団体名 | 区分 | 会社名/団体名 |
|--------|----------------|---------|--------------------|
| 1 正会員 | 株式会社伊藤園 | 18 正会員 | 石塚硝子株式会社 |
| 2 正会員 | カゴメ株式会社 | 19 正会員 | 大日本印刷株式会社 |
| 3 正会員 | キッコーマン飲料株式会社 | 20 正会員 | 東京製紙株式会社 |
| 4 正会員 | 協同乳業株式会社 | 21 正会員 | 凸版印刷株式会社 |
| 5 正会員 | キリン株式会社 | 22 正会員 | 日本製紙株式会社 |
| 6 正会員 | 熊本県果実農業協同組合連合会 | 23 正会員 | 日本テトラパック株式会社 |
| 7 正会員 | グリコ乳業株式会社 | 24 正会員 | 北越パッケージ株式会社 |
| 8 正会員 | ゴールドパック株式会社 | 25 特別会員 | 一般社団法人全国清涼飲料工業会 |
| 9 正会員 | 四国化工機株式会社 | 26 特別会員 | 日本豆乳協会 |
| 10 正会員 | 名古屋製酪株式会社 | 27 特別会員 | 一般社団法人日本乳業協会 |
| 11 正会員 | 日世株式会社 | 28 特別会員 | 印刷工業会 |
| 12 正会員 | 株式会社ふくれん | 29 特別会員 | ミードウエストベーク・アジア株式会社 |
| 13 正会員 | マルサンアイ株式会社 | 30 賛助会員 | 信栄製紙株式会社 |
| 14 正会員 | 株式会社明治 | 31 賛助会員 | 丸富製紙株式会社 |
| 15 正会員 | 森永乳業株式会社 | 32 賛助会員 | 株式会社山田洋治商店 |
| 16 正会員 | 株式会社ヤクルト本社 | 33 賛助会員 | 株式会社日誠産業 |
| 17 正会員 | 雪印メグミルク株式会社 | 34 賛助会員 | 株式会社米田商店 |